

## 提出された意見の概要及び意見に対する考え方一覧

番号	原案のページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	3	SDGsへの対応	【めざす姿4】が気候変動対策とどうつながっているのか、説明が欲しい。 また、気候変動のアイコン13よりも、10「人や国の不平等をなくそう」や11「住み続けられるまちづくり」のほうが計画のSDGsへの対応として適当だと思う。	SDGsへの対応については、本計画と特に関連の強い「3. すべての人に健康と福祉を」、「13. 気候変動に具体的な対策を」及び「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の3つを選びました。 めざす姿4とSDGsの関連については、近年、気候変動により自然災害が多発しており、ペットと一緒に災害を乗り越えられる社会をすすめることで、気候変動に対応していくものです。 なお、用語集に3、13及び17の説明を追記しました。
2	11	わかりやすい情報発信	ホームページにおける保護情報が見つけにくい。また、画像の添付をするなど、わかりやすい情報掲載をして欲しい。	ホームページの保護情報については、これまでもわかりやすい情報提供に努めてきており、写真等の提供があった際は画像をホームページに添付してきましたが、さらにわかりやすい情報の提供に努めていきます。
3	19～21	連携の強化	県にとって特に中核市、市町村、学校、動物愛護団体の連携が大事だと思うが、飼い主、県民を中心とした団体、関係機関等との連携・協働が足りていないと思う。また、中核市が県と同じ役割を担うと記載されているが、意味があるのか。	御意見のとおり、関係機関等との連携は重要であると考えており、22ページからの第4章で取り上げ、積極的に推進していきます。 また、中核市は他の市町村と異なり県と同様に動物の愛護及び管理に関する法令において犬猫の引取、犬猫の譲渡、動物愛護管理センターの設置等の権限を持ちます。中核市が県と連携しつつ計画に基づき主体的に取り組むことは、目標の実現のために不可欠であるものと考えています。
4	22	取組の指標	具体的な取組がどのように数値目標に関わってくるかがみえない。取組について何か目安はあるのか。	御意見を踏まえ、新たに主要な取組に関する具体的な行動指標を設定し、取組状況の進捗がわかるよう修正し、対応します。
5	23	情報発信の強化 (イベントの活用)	民間（ボランティア）と協力して、ペットショップやホームセンター等、人が集まる場所を譲渡会や情報発信の場として活用すべき。	情報発信については、御意見のとおりこれまでのチラシ等による啓発に加え、人が集まるイベント等への参加やSNSの活用が大切なので、その旨23ページの（1）ア及びカを加筆修正します。民間と協力した啓発としては、令和2年12月から新たな取組である『ぐんま犬猫パートナーシップ制度』を開始しています。引き続き幅広く制度の周知を行いながら、情報発信の場を増やしていきます。 なお、イベントでの譲渡会の開催に関する御意見については、動物の逸走や感染症、並びに動物へのストレス等への対策が必要であること、譲渡を受ける前に御家庭で最後まで責任を持って飼えるかどうかを考慮する時間が必要であることなどの観点から、実施の必要性も含め検討していきます。
6	23		以前「河岸段丘ハーフマラソン」大会で、背中に『ふるさと納税でぐんまの動物愛護推進』のチラシを背負った人たちを見て、その活動を知った。 『ふるさと納税ぐんまの動物愛護推進』の周知について、県外からの参加者があるような県内でのイベント等を活用し、多くの人の目に留まるような周知を行うべき。	
7	23	情報発信の強化 (SNS等の活用)	チラシやパンフレットについて、人が集まる様々な場所に設置・配布し、その際は関係団体が作成した啓発資料等も一緒に掲示した方が良い。また、動物愛護センター独自のHPを作成したり、インターネットと記載しているが、SNSの活用も有効的であると考え。	
8	23	情報発信の強化 (資料配付場所の拡充)	地域に存在する動物愛護推進員の周知や啓発資料の配布が不十分だと思うので、動物愛護だよりなど広報資料をもっと活用し、動物愛護に関する周知を幅広くかつきめ細かく実施して欲しい。	

番号	原案のページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
9	23	情報発信の強化 (動物愛護センター)	動物愛護センターとはどういうところなのか、何をしているところなのかを知らない人が依然多いと思われるので、メディアやSNSなどを活用して情報拡散を行うべき。	動物愛護センターの役割については、動画やSNS、メディア等を活用してさらに周知を進めていきます。
10	23	情報発信の強化 (動物病院での啓発)	動物病院にはワクチンや避妊去勢手術に必ずお世話になると思うので、初診の方に対し、獣医師等が動物の終生飼養及び適正飼養に関する事項について説明すべき。また、こうした動物病院に啓発資料を配布し周知すべき。	これまでも動物病院へ随時に啓発資料の配布を行ってきましたが、御意見を踏まえ、さらに周知を進めていきます。
11	23	高齢者福祉施設との連携	動物と触れあうことで高齢者が元気になる事例が多いので、福祉的な観点から、高齢者福祉施設との連携も必要だと思う。	福祉分野との連携は重要であると考えています。具体的な取組については、ニーズの把握や関係機関等との調整のほか、新型コロナウイルス感染症等対策も含め、23ページ(1)ウに記載している検討委員会の中で検討していきたいと考えています。
12	23	県有施設の活用	動物愛護の普及に当たっては、県有施設等の活用についても検討して欲しい。	御意見のとおり、県有施設の活用については重要であると考えています。具体的な内容については、23ページ(1)ウに記載している検討委員会の中で検討していきます。
13	25～26	理解促進 (適正飼養)	ペットの栄養不足や病気の放置、糞尿管理の不徹底など苦情相談件数がなかなか減らない中で、特に外国人飼養者への適正飼養の理解向上について具体的に考えるべき。	御意見については、25～26ページの(1)の県民や飼い主への啓発を推進することで対応していきます。
14	27～28	理解促進 (終生飼養)	コロナ禍による在宅の増加により、安易にペットを飼い始める人が増えている。その結果、思った通りではないと安易に手放す飼い主が増える恐れもあるため、ペットショップ等が終生飼養について十分説明を行うことで、飼い主等への意識向上を図るべき。また、高齢化が進んでいることから、一人暮らしの高齢飼い主が亡くなった場合の対策が必要。	御意見については、27ページのウに記載している『ぐんま犬猫パートナーシップ制度』によりペットショップ等において終生飼養について必要な助言を行うとともに、28ページ(1)イの事前相談の強化を推進することで対応していきます。
15	26	野良猫対策 (周知強化)	『飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドライン』は最重要事項であると思います。無責任なえさやりによる野良猫の無制限な繁殖が、地域の環境を悪化させるという認識を示し、周知すべき。	御意見のとおり、共通認識や理解を深めることが大切ですので、26ページ(3)の所有者等のいない猫対策の推進の文章にその旨加筆修正します。
16	26		野良猫への不妊手術(サクラ猫)をもっと周知し、それに対応ができる獣医師・動物病院を増やして欲しい。また、対応ができる動物病院の一覧をHPに掲載して欲しい。 TNRしたいけれど、やり方が分からない方も大勢いるので、行政から実施方法や手術費用に関する支援について、もっと幅広く周知して欲しい。	県では、地域の理解を得た上で、糞尿等の適切な管理を行う地域猫活動を推進しており、そのための事業である「飼い主のいない猫対策支援事業」の中で、自治会の理解を得られやすいよう助言等をするとともに、手術費用の助成を行っています。事業を利用しやすいよう、支援事業を周知し、参加する動物病院の増加に努めていきます。
17	26	野良猫対策 (支援強化)	ボランティアが餌や糞尿管理を行っているが、地域猫活動に至っていない所が多い。こうした地域について地域の理解や活動を進めるための支援を行って欲しい。 現在いくつかの市では避妊去勢手術について補助していますが、全ての市町村において少しでも避妊去勢手術について助成等を行ってもらえば、個人で活躍するボランティアの助けになると考えられる。	

番号	原案のページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
18	25	多頭飼育の防止 (支援強化)	避妊去勢手術の手術費用を惜しんだために、多頭飼育崩壊に至った事例がたくさんあるので、手術費用の助成を検討して欲しい。	県では、多頭飼育を防ぐためには25ページのエに記載したとおり、飼い主の理解向上が重要であると考えており、県では飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫対策ガイドラインを活用して周知していきます。なお、手術費用の助成については、すでに県内19市町村で実施しているほか、民間団体でも助成を行っています。
19	27	監督強化 (保護団体)	ぐんま犬猫パートナーシップ制度の活用を含め、保護団体を把握し、活動状況等について報告義務を課し、現地査察等を実施すべき。保護団体の活動状況や飼養状況について、2年に一回などの報告義務や現地査察など盛り込んでいくのはどうか？ 早めに虐待や多頭飼育崩壊の目をつむ、といった視点を持って欲しい。	保護団体等からの報告や査察の実施に関する御意見については、10頭以上の犬猫を保護する施設がある団体は第二種動物取扱業者の届出義務があり、必要に応じ報告徴収や立ち入り検査を実施しています。
20	27	監督強化 (繁殖業者)	動物取扱業者（特に繁殖業者）は、命を扱う業種であり、登録するだけで開業できてしまう事に疑問を感じる。専門的な知識が必要と考えられるので研修会だけでなく試験を行う必要があると思う。 また、悪質な繁殖業者が問題になっていることから、動物取扱業者（繁殖業者）に対する立ち入り検査は抜き打ちで実施して欲しい。	動物取扱業者の登録については、動物の愛護及び管理に関する法律などの関係法令において、施設要件や責任者の資格要件等の基準が定められており、令和元年の法改正で厳格化されたところです。県及び中核市はこうした法令に基づき審査を行い登録しています。さらに、登録後も定期的な立ち入り検査のほか、抜き打ちでの監視等も行っています。 御意見や県の取組状況を踏まえ、27ページの（４）アの動物取扱業者への監視・指導強化の文章をわかりやすい内容に修正します。
21	25～ 26	動物虐待 (対応体制の構築)	動物虐待の防止に関する相談窓口がわからない。県ホームページには注意喚起の内容は掲載されているが、県民が虐待を見つけた時の連絡先の記載がない。獣医師のみならず、一般の人も気づく虐待があると思う。 また、動物虐待防止につながるとしますので、虐待が起こった場合に警察が素早く動いてくれるように要望します。 大阪府や兵庫県に「アニマルポリス」が開設されているが、群馬県にも「アニマルポリス」を設置して欲しい。	大阪府や兵庫県では、動物虐待専用相談窓口として「アニマルポリス」を設置しています。県では県動物愛護センターを動物虐待の相談窓口としており、御指摘いただいたホームページ等への連絡先の掲載については、必要な修正を行います。 また、動物虐待への対応に関する御意見については、25～26ページの（１）オ、カ、及び（２）に記載したとおり、報告徴収や立ち入り検査を行い、必要に応じて警察を含めた関係機関等との連携強化に取り組んでいきます。
22	25	動物虐待 (周知の不足)	最近テレビやメディアでも保護猫や捨て猫は動物虐待といったものがでてきたが、まだまだ一部であり一般の方への強いアピールには至っていない感がある。	御意見については、25ページの（１）アに記載のとおり適正飼養の普及を推進する中で対応していきます。
23	28	譲渡の推進 (高齢者への譲渡)	高齢者でも高齢の動物であれば譲渡を受けられるようにすべき。また、高齢者のペット飼育についての相談窓口は動物愛護センター等だけでなく、NPO法人等に委託することも検討すべき。	御意見については、28ページのエの譲渡の推進に記載のとおり、譲渡希望者の環境に合わせた譲渡や動物愛護団体との連携の中で取り組んでいきます。
24	28	譲渡の推進 (攻撃性がある個体の対応)	「譲渡することが適当でない性格を有する個体」、攻撃的性格は怯えからくことや人に対する不信感からくこともあるかと思う。人に対して信頼を持てるようにすれば、攻撃的な部分は治まってくる。時間がかかり、大変かと思いますが人に慣れる時間を作ってあげて欲しい。	御意見については、現在動物愛護団体と協力して慎重に判断しており、引き続き時間をかけて対応していきます。
25	28	譲渡の推進 (企業との連携)	運輸業者と協定を結び啓発資料の配布等について連携している自治体もあるので、群馬県でも企業連携して動物愛護の推進に取り組むべき。	動物愛護の推進に関する御意見を踏まえ、28ページのエの譲渡の推進の文章を修正します。

番号	原案のページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
26	30	災害対応 (体制整備)	災害時の具体的な対策について早急に検討すべき。	発災時の行政の対応については、群馬県地域防災計画の中でお示ししています。また、御意見を踏まえ、災害時に迅速な対応ができるよう同行避難訓練の実施等を行動指標に設定し、記載することとしました。この行動指標を踏まえ、30ページ(1)～(3)に係る取組を推進していきます。
27	30	災害対応 (同伴避難)	「同行避難」はもちろんですが、「同伴避難」が出来る避難所の設置を要望します。 避難所生活は避難者にもペットにも、とてもストレスがかかります。ペットは家族です。ペットと一緒に避難生活を送る事で、飼い主のストレス軽減はもちろんの事、ペットのストレス軽減にもつながります。	避難所は、限られたスペースの中で様々な人が共同生活を送る場所であることを踏まえ、市町村が地域の実情に合った方法で設置を検討しています。県では、まずは対応が容易な同行避難を推進することで、避難できる環境を早期に整備していきたいと考えており、そのための支援に努めていきます。
28	30		国や県では同行避難を推奨していますが、飼い主の立場からすると、同伴避難(避難所で飼い主とペットが同室で過ごす)を希望しており、そうでない限り、避難所には行かないと思います。 つきましては、同行避難ではなく、同伴避難ができるように県から各市町村に協力・支援を強く要望いたします。	
29	30	災害対応 (同行避難の早期実現)	洪水などにおける避難誘導が毎年危惧されるようになってきているが、保護団体や個人での飼養者は、殆どの方が避難所への避難を諦めている。そんな中、群馬県の取り組みは他の県への強いアピールにもなりえるものと信じている。是非動物とともに同行避難できるよう早期に実現してもらいたい。	御意見については、30ページの(1)～(3)に基づく取組を推進することで、同行避難の正しい理解を普及し、ペット飼養者が安全に避難できるよう努めていきます。
30	30	災害対応 (避難所の体制整備)	自治体の中には、浸水被害に対応できない体育館を避難所としているので、校舎を開放して確実に避難出来るようにして欲しい。その上で、避難弱者(高齢者・要介護者・乳幼児・ペット同伴者)をそれぞれ教室ごとに区分けして避難できるようにするとともに、自治体で猫砂やケージ、リードなど長期保管できるものをある程度確保して欲しい。	御意見については、30ページの(1)～(3)に記載のとおり、飼い主に対して日頃の備えを含めた同行避難の正しい知識を周知するとともに、市町村等に対して物品の備蓄等の助言をしていきます。 なお、校舎の開放については、市町村の防災担当課へ情報提供します。